

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
 ショートステイむさしの（地域密着空床型）重要事項説明書

【平成 29 年 4 月 1 日現在】

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

（電話）049-275-6300

（担当）生活相談員（月曜～金曜日（祝日可））

※ ご不明な点等ございましたら何なりとお尋ね下さい。

2. 「ショートステイむさしの（地域密着空床）」の概要

（1）運営の方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

（2）提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイむさしの（地域密着空床）
所在地	埼玉県富士見市大字水子1882番1
介護保険法	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （事業者番号 第1172900878）
その他	生活保護法適用施設

（3）施設の設備概要

定員	空床型 29人
居室 個室	29室（1室 10.85㎡）ユニット型
浴室	移動用リフト付き一般浴槽
食堂・居間	3室 56.85㎡～63.21㎡
相談室	1室 8.40㎡（小規模多機能共用）

（4）施設の職員体制・勤務体制

職種	現職員	指定基準	勤務時間
管理者	1.0	1	日勤 8:45～17:45
医師（内・歯・精神）	0.2	必要数	内科（毎月第1・3火曜日） 歯科（毎週土曜日） 精神科（第2・4水曜日）
生活相談員	1.0	1	日勤 8:45～17:45
介護職員	10.0	9	早番 7:20～16:20 日勤 9:00～18:00 遅番 11:00～20:00 夜勤 16:20～9:50
看護職員	1.8	1	日勤 8:30～17:30
機能訓練指導員	1.0	1	日勤 8:45～17:45
介護支援専門員	1.0	1	日勤 8:45～17:45

栄養士	2.0	1	日勤 8:45~17:45
調理職員	1.0	必要数	日勤 9:00~15:00
事務職員	1.0	必要数	日勤 8:45~17:45

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 地域密着型特別養護老人ホーム事業と兼務です。

※ 職員数は常勤換算後の人数

3. 施設サービスの内容

(1) 日常生活支援

施設サービス計画の立案	短期入所サービス計画（ケアプラン）の立案を行い、ご本人及びご家族の同意に基づいて作成します。
介護	上記のケアプランに基づいた介護を行います。 （食事、排泄、入浴、整容、移動介助、余暇活動等）
入浴	週に最低2回は入浴していただけます。但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。
食事	朝食 7:30~（主食の選択が毎日できます） 昼食 12:00~（主菜の選択が毎日できます） 夕食 18:00~ ※ 15:00におやつをご用意します。 ※ お食事は原則として食堂にておとりいただきます。ただし、ご本人の希望及び体調不良時には居室等にて召しあがることも可能です。 ※ インスリン摂取、胃ろうの方は必要に応じ別途協議いたします。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。
洗濯	シーツ等のリース以外の衣類等は職員が施設にて洗います。
理容サービス	月に1回以上、理容師による理容サービスが受けられます。希望の方はフロアーの職員にお申し付けください。

(2) 余暇活動支援

趣味活動	音楽、書道、カラオケ、お茶等、週1回以上の活動を行います。
行事	個別の誕生会、餅つき、新年会等の季節行事を行います。

(3) 家族との交流・地域との交流・その他

会報の発行	当法人の会報を年4回発行しご家族に送ります。
行事への参加	当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加下さい。 （事前に連絡し参加人数を確認する場合があります）
ボランティア	各行事・日常生活の援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉及び栄養専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供しています。
災害時相互援助協定	不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に備え、損害を未然に或いは最小限にとどめることを目的とし、南畑第5町会と相互援助協定を締結しています。

面会時の会食サービス	ご家族の面会時に利用者と一緒に食事ができるよう、会食サービスを行っています。(前日までの申込みで1食540円になります)
------------	--

4. 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は次表のとおりです。この金額は①介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、②介護保険の給付の対象とならないサービス(個人サービス費)の2種類に分かれます。(なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないとされています。疑問点等があればお尋ねください。)

①介護保険の給付の対象となるサービス

本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

1号被保険者	本人の合計所得金額 160万円以上	下記以外の場合	2割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額 単身 280万円未満、2人以上 346万円未満	1割
	本人の合計所得金額 160万円未満		1割

<ユニット型個室>

◎1割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 (677)	要介護2 (743)	要介護3 (814)	要介護4 (880)	要介護5 (946)
1単位×10.33円…富士見市	6,993円	7,675円	8,408円	9,090円	9,772円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,293円	6,907円	7,567円	8,181円	8,794円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	700円	768円	841円	909円	978円
4.居室に係る自己負担額	2,170円				
5.食費に係る自己負担額	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円				
6.自己負担額合計(3+4+5)	4,370円	4,438円	4,511円	4,579円	4,648円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金(1日あたり)	要支援1 (508)	要支援2 (631)
基本単位×10.33円…富士見市	5,247円	6,518円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,722円	5,866円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	525円	652円
4.居室に係る自己負担額	2,170円	
5.食費に係る自己負担額	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円	
6.自己負担額合計(3+4+5)	4,195円	4,322円

◎2 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 1 単位×10.33 円…富士見市	要介護 1 (677)	要介護 2 (743)	要介護 3 (814)	要介護 4 (880)	要介護 5 (946)
	6,993 円	7,675 円	8,408 円	9,090 円	9,772 円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,594 円	6,140 円	6,726 円	7,272 円	7,817 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,399 円	1,535 円	1,682 円	1,818 円	1,955 円
4.居室に係る自己負担額	2,170 円				
5.食費に係る自己負担額	朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円				
6.自己負担額合計 (3+4+5)	5,069 円	5,205 円	5,352 円	5,488 円	5,625 円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 (1 日あたり) 基本単位×10.33 円…富士見市	要支援 1 (508)	要支援 2 (631)
	5,247 円	6,518 円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,197 円	5,214 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,050 円	1,304 円
4.居室に係る自己負担額	2,170 円	
5.食費に係る自己負担額	朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円	
6.自己負担額合計 (3+4+5)	4,720 円	4,974 円

その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	単位数	利用者負担額	
			上段 1 割	下段 2 割
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を配置している場合	12	13 円/日	25 円/日
個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を配置し、利用者の居宅を訪問し計画を作成し、訓練を行っている場合	56	58 円/日	116 円/日
看護体制加算 (I)	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合	4	5 円/日	9 円/日
看護体制加算 (II)	一定以上の看護職員を配置している場合	8	9 円/日	17 円/日
医療連携強化加算	看護体制加算 (II) を算定し、事業所要件、利用者要件を満たしている場合	58	60 円/日	120 円/日
夜勤職員配置加算 (I)	夜勤を行う介護職員の数が、基準を 1 人以上上回る場合	13	14 円/日	27 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅生活が困難な認知症高齢者等を緊急に受入れた場合 (月 7 日限度)	200	207 円/日	414 円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合	120	124 円/日	248 円/日

送迎加算	送迎を行う場合	184	190円(片道) 380円(片道)
緊急短期入所受入加算	やむを得ない理由により緊急に利用した場合(14日限度)	90	93円/日 186円/日
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	23	24円/日 48円/日
在宅中重度受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合	421	435円/日 870円/日
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合	417	431円/日 862円/日
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅱ)をいずれも算定している場合	413	427円/日 854円/日
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	425	439円/日 878円/日
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合	18	19円/日 37円/日
	(Ⅱ)介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	12	13円/日 25円/日
	(Ⅲ)介護・看護職員の総数に占める常勤職員が75%以上の場合	6	7円/日 13円/日
	(Ⅳ)利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合が30%以上の場合	6	7円/日 13円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に8.3%を乗じた額の1割若しくは2割分		

◇世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が減額されます。

対象者	区分	居住費	食費
生活保護受給者	利用者負担		
世帯全員が市町村民税非課税	高齢年金受給者 1段階	820円	300円
	課税年金受給額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 2段階	820円	390円
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など) 3段階	1,310円	650円
上記以外の方(施設との契約により設定されます)	利用者負担 4段階	2,170円	1,500円

②介護保険の給付の対象とならないサービス

サービス区分	内容	金額
理容サービス		実費
特別な食事等	お花見 端午の節句 ミニ運動会 セタ クリスマス会 餅つき大会 お正月 新年会 節分 ひな祭り 季節毎の行事食等	540円(1回)
その他の費用	飲料 ビール(250ml) 焼酎(200ml) 日本酒(180ml) 喫茶 飲み物(コーヒー・紅茶・緑茶等) デザート(時期により変更) 電気代 テレビ 外出時の物品の購入及び飲食代	205円/本 237円/本 252円/本 50円/1回 100円/1回 20円/日 実費

(2) 支払方法

当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月15日以降に請求します。お支払は原則として手数料の廉価な郵便局の自動引き落としでお願いします。

但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

5. 利用について

(1) 利用について

- ①当該市区町村より介護認定を受けた方で、ご利用を希望される方は担当の介護支援専門員を通じて当事業所にご連絡ください。居室が空いている場合は、予約ができます。
- ②利用前に事前面接(家庭訪問)を行います。その後、利用が決定した場合は契約となります。
- ③利用前に健康診断をお願いしています(各市町村で行っている健康診断でも構いません)。当施設でも所定の様式を用意しております。

(2) サービス利用の終了・中止について

- ①利用期間中に当施設で対応ができないほど身体状況に変化があった場合。
- ②施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - 1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - 2) 利用者が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合
- ③利用者が要介護(要支援)認定の更新で、非該当(自立)と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

- 2) 利用者が死亡した場合
- 3) やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

6. 当施設利用に際しての留意事項

事項	内容
面会	面会 9:00~19:30 それ以外の時間についてはご相談下さい。
外出	外出届けに必要な事項をご記入下さい。前日までに届けの提出をお願いします。
飲酒	原則として夕食時間をお願いします。
喫煙	決められた場所をお願いします。
所持品の持ち込み	居室の整理ダンスに収納できる範囲をお願いします。
病院受診	利用中、病院での受診が必要になった際には、ご家族で対応をお願いいたします。また診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。
金銭・貴重品の管理	原則として利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮ください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
ペット	ペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	健康上のことがありますので職員にお尋ね下さい。

7. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保存いたします。その記録は10:00~17:00の間、当施設にて閲覧できます。

8. 秘密保持の遵守

- (1) 施設及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。

なお、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おきください。

①内部での利用

利用者等に提供する施設サービス、介護保険事務、施設サービスに係わる運営業務のうち、

- 1) 入退居等の管理
- 2) 会計・経理
- 3) 事故等の報告
- 4) 施設サービスの向上
- 5) 施設サービス提供職員の連携
- 6) 施設サービスや業務の維持
- 7) 当効事業所内において行われる学への実習の協力

②外部への提供

利用者等に提供する介護サービスのうち、

- 1) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス推進担当者会議等）、照会の回答
- 2) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活提供記録

3) ご家族への心身の状況の説明

介護保険事務のうち、

- 1) 審査支払機関へのレセプト等の提出
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- 3) 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

9. 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡いたします。

医療機関名	みずほ台病院
所在地	埼玉県富士見市西みずほ台 2-9-5
電話番号	049-252-5121
診療科目	内・外・脳・歯

医療機関名	三芳野病院
所在地	埼玉県入間郡三芳町北永井 890 番 6
電話番号	049-259-3333
診療科目	内・外・整形・婦人・循環器・耳鼻咽喉・眼・皮膚・心療・泌尿器・麻酔

医療機関名	三芳野第 2 病院
所在地	埼玉県ふじみ野市大原 2-1-16
電話番号	049-261-0502
診療科目	内・整形

10. 非常災害規定

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理者	地域支援課長 細川 信吾
防災訓練	年 2 回以上防災訓練を実施します。
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・地震時によるエレベーターの直近階での停止・非常食等

11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当施設内における苦情の受付

苦情受付窓口（担当者）	受付時間	連絡先
地域支援課長 細川 信吾	月曜日～金曜日 9:00～17:00	049-275-6300 hosokawa@f-musashino.jp
オブスマン 浦尾 和江 大学助教授	不定期にて 1 人のオブスマンが施設に窓口を設置しています。 (年間 6 回実施)	Fax 042-735-7952
オブスマン 塚田 小百合 弁護士		Fax 049-252-8200
オブスマン 矢野 知彦 大学講師		Fax 048-878-3632

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	受付時間	連絡先
富士見市高齢者福祉課	月曜日～金曜日 9:00～17:00	049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談係		048-824-2568

12. 法人の概要

名称	ふじみ野福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	埼玉県富士見市大字南畑新田 16 番地 1
電話	049-255-6102
代表者名	理事長 吉原孝好
法人の沿革	平成 13 年 12 月 社会福祉法人設立認可 平成 15 年 4 月 事業開始
法人が所有する 事業・拠点	<p>(本部所在地内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームむさしの (定員 73 人) ・ショートステイむさしの (定員 11 人) ・デイサービスセンターむさしの (定員 25 人) ・ヘルパーステーションむさしの ・支援センターむさしの (居宅介護支援事業所) ・地域包括支援センターむさしの (介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター) ・配食サービス事業 <p>(水子地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホームむさしの (定員 29 人) ・小規模多機能型居宅介護むさしの (登録 22 人) ・ショートステイむさしの (地域密着空床型) ・支援センターひだまりの庭むさしの (居宅介護支援事業所) ・地域包括支援センターひだまりの庭むさしの (介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター)

サービス契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

説明者

所 属 社会福祉法人 ふじみ野福社会
ショートステイむさしの（地域密着空床型）

_____ 印

サービス内容の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

平成 年 月 日

<利用者>

<代理人>

住所 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

